鳥取県国民健康保険運営方針の概要

1 基本的事項

①策定の目的

平成30年度以降、県と市町村が一体とな り保険者の事務を共通認識の下で実施する よう、県内統一的な国保運営方針を策定す る。

②策定の根拠規定

国民健康保険法第82条の2

③対象期間

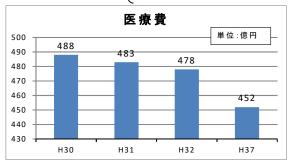
平成30年4月~令和3年3月(3か年)

4)公表

策定後は、市町村等へ通知、県 HP へ掲載

2 国保の医療に要する費用 及び財政の見通し

① 医療費の動向等 国保加入者の減少とともに、医療 費が減少傾向となる見込み



② 財政収支の改善

・県国保特別会計においては、市町村国保 特別会計の事業運営の健全化、財政状況 に留意しつつ、適正な納付金設定とバラ ンスがとれた財政運営を行う必要があ る。

③赤字解消・削減の取組・目標年次等

計画的に解消・削減すべき赤字の整理

- ・保険料負担緩和を図るため
- ・任意給付に充てるため
- ・ 過年度の累積赤字補てんのため 等
- ⇒決算補てんのための法定外一般会計 繰入については、繰入の考え方を整理 しながら、解消・削減に段階的に努め

④財政安定化基金の運用

貸付…給付増や収納不足により財源不足と なった場合に市町村・県に貸付。

|交付||・・災害、地域経済の変動等の特別な事 情により収納額が低下した場合に市 町村に交付。

⑤PDCA サイクルの確立

県・市町村国保事業の実施状況を定期的 に把握、分析、評価・検証を行う。

3 納付金及び標準的な 保険料(税)の算定方法

①保険料水準のあり方

- ・納付金の算定に当たっては、国が示すガイド ラインに基づき、医療費水準や所得水準を反 映させた市町村ごとの納付金を決定する。
- ・将来的な保険料の統一化については、市町村 の意見を伺い、その合意事項を県国保運営協 議会へ諮る。
- ・制度改正による被保険者の負担の激変を避 けるために、激変緩和措置を実施する。

(適用期間:令和5年度まで)

②納付金·標準保険料率の算定方法

・納付金制度は医療費等を全市町村で負担する仕 組みであり、納付金等の算定方法は県の国保条 例や国のガイドラインに示された算定方式を基 本として算定する。

年として発化する。	
区 分	内容
医療費水準(α)	反映
の設定	
所得水準(β)の	$\beta = 0.78$ で設定
設定	
納付金等の算定	資産割を除く3方式
方法	
標準的な収納率	直近3か年の平均収納率
応益部分の按分	均等割:平等割=70:30
方法	

 $\frac{1}{2}$ $\alpha \cdot \beta$ は、実務的には毎年告示で示す。

4 保険料(税)の徴収の適正な実施

① 保険料(税)徴収の現状

- ・県内市町村の平均収納率は93.2%(平成 28年度) と上昇傾向にある。
- ・市町村ごとの収納率は、町村部が高く、 市部は低い傾向にある。

② 収納対策

・収納率の向上を図るため、次表の保険者 規模別の収納率と市町村の直近3か年の 平均のいずれか高い率を毎年度の目標 値とする。

年間平均一般被保険者数	収納率
5 千人未満	0. 95
5千人以上~3万人未満	0. 93
3万人以上	0. 91

- ※「広域化等支援方針」の収納率目標を準用
- ・収納率向上に積極的な好事例を紹介。
- ・収納対策研修会の実施、充実。等

5 保険給付の適正な実施

① 県による保険給付の点検、事後調整

市町村の二次点検後に以下の観点での県の保険給付、事後調整の実施を検討する。

- ・広域的な観点での保険給付の点検
- ・大規模不正請求事案への対応
- ② 療養費の支給の適正化
 - <海外療養費>

必要な情報提供

<レセプト点検の強化>

市町村点検員への研修充実、県点検指導 員の派遣、助言等

<第三者求償の取組強化>

求償事務研修会の開催、広報の充実、医療機関等の関係機関への働きかけ等

6 医療に要する費用の適正化 の取組

- ① 医療費適正化を推進する取組
 - ○特定健康診査及び特定保健指導

広報や普及啓発の充実、先進事例の紹介

○医療費通知の実施

実施内容の県内統一と財政支援

○後発医薬品の普及促進

後発医薬品に係る差額通知の実施の奨励、出前講座等を通じた正しい理解の促進

- ○重複受診や頻回受診等に係る適正受診指導 先進事例の紹介、財政支援
- ○重複投薬への訪問指導等の適正投薬の推進 お薬手帳の普及啓発、「かかりつけ薬剤 師・薬局」の推進 等

7 市町村が担う事務の効率化 の推進

① 優先的に標準化を検討する項目

市町村の国保事務について、市町村の事務処理の効率化につながるなどの効果を踏まえ、 実施時期等の優先順位を勘案し、必要な事務 の標準化等を推進する。

<主な検討項目>

- ・被保険者証の作成
- 資格管理事務
- 保険給付の支払事務
- ・出産育児一時金に係る給付基準、申請書類
- ・医療費通知の統一 等

8 保健医療サービス及び福祉 サービスに関する施策との連携

- ① 保健医療サービス及び福祉サービス等との 連携
 - ○地域包括ケアの推進に向けた住まい、医療、介護、予防、生活支援の連携を推進。
 - ・国保部局としての参画
 - ・データを活用した保健事業の推進
 - ・ケア会議等を通じた必要な情報共有の仕 組みづくり等

9 国民健康保険の健全な運営

- ①市町村・国保連合会との連携
 - ・国保を安定的かつ円滑に運営するため、市町村との連携会議で引き続き検討。
 - ・県も国保連合会に加入し、一層の連携を図る。
- ②国保運営方針の見直し

対象期間中でも必要と認められる場合、連携 会議で検討、県国保運営協議会での審議を経 る。

③各種計画との整合性

県保健医療計画、県健康増進計画、県介護保 険事業支援計画等との整合性を図る。

参考

【県国保運営協議会】

県に国保運営協議会を設置して、国保運営方針の内容について審議・答申。

〇委員

被保険者、保険医等、公益、被用者保険の代表 計11名

○設置

平成29年3月設置